

城東中学校における校則についての基本的な考え方

1. 校則の定義

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。城東中学校では、「望ましい身だしなみ」「生活の決まり」「自転車通学に関する規則」に示している。

2. 校則の意義・位置づけ

校則は、生徒が安全・安心に学校生活を送り、様々な活動を通じて社会性や人間性を身に付けるためのものである。そのため、学校や地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には学校長が制定する。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であるという認識のもと、学校の教育目的に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えている。

3. 校則の見直し

(1) 見直しの目的

「自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守る」という経験を通して、その時その場でどのような行動が適切であるかを自分で考え、判断し、行動できる生徒を育成することを目的とし、校則の見直しに取り組む。

(2) 見直しの基本的な考え方

校則については、学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容か、社会通念上許容される範囲か等を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、絶えず積極的に見直す。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることにする。

(3) 見直しの方針

校則は、最終的には学校長により適切に判断される事柄であるが、生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のこととしてとらえ、自主的に守ることができるよう、生徒からの意見を聴取した上で定めていくことが求められている。そのため、城東中学校では、校則検討委員会を立ち上げ、校則について確認したり議論したりする機会を設ける。その際、以下の点に留意する。

ア 生徒が社会規範を身に付けることができるようなものにする。

イ 生徒が学習に集中できるようなものにする。

ウ 社会の常識や時代の進展などを踏まえたものとする。

エ 不合理な男女の区別等がなく、多様性も尊重されているものとする。

オ 生徒の生命や健康に影響を及ぼす可能性がないようなものにする。

カ 義務教育としてすべての家庭に平等な教育環境を整えられるようなものにする。